

【第2期 8/24～9/6】大村市営業時間短縮要請協力金

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、長崎県の営業時間短縮要請に応じて、営業時間の短縮等にご協力いただいた飲食店等に協力金を支給します。申請の際は、別添の「令和3年度大村市営業時間短縮要請協力金申請要領」（以下、申請要領）をよく確認してください。

支給額	申請期間	申請方法
1日1店舗あたり 2.5万円～20万円 ※支給額の詳細については、裏面をご覧ください。	令和3年9月7日（火）から 令和3年10月25日（月）まで	郵送の方法に限る 【令和3年10月25日の消印有効】 ※送付先は裏面に記載

対象者【次の1から4のすべての要件を満たす事業者】

- 1 運営する店舗が大村市内に所在し、食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている飲食店または遊興施設（飲食スペースを有するもの）

対象施設の具体例

居酒屋、レストラン、スナック、バー、キャバレー、ナイトクラブ、ライブハウス、カラオケボックス等

対象外施設

宅配、テイクアウトサービス専門店、キッチンカー等の移動販売車（ホームページ内申請要領のP6参照）、スーパーやコンビニのイートインスペース、自動販売機コーナー、ホテル等の宿泊施設において宿泊客にのみ飲食を提供する場合の飲食施設、結婚式場、葬儀場

- 2 店舗が、令和3年8月23日（月）以前から運営されている店舗であること
- 3 令和3年8月24日（火）から同年9月6日（月）までの全期間において、長崎県の要請に応じ、午前5時から午後8時までの時間帯に営業時間を短縮（酒類の提供は午後7時まで）または終日休業したこと（通常の営業時間が午前5時から午後8時までの枠内の場合を対象外）。

「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」認証店の営業時間は、午前5時から午後9時までの時間帯に営業時間を短縮（酒類の提供は午後8時まで）または終日休業したこと。

※ 通常の営業時間が午前5時から午後9時までの認証店にあっては、午前5時から午後8時までの時間帯に営業時間を短縮したものに限る。この場合、酒類の提供は午後7時までとする。

- 4 申請事業者が、以下のいずれにも該当しないこと
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6項に規定する暴力団員
 - (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者として市長が認めるもの

提出書類（共通※6,12は該当者のみ提出）	提出書類（裏面備考欄B～Dのみ）
1 提出書類チェックシート 2 大村市営業時間短縮要請協力金支給申請書（様式1） 3 誓約書（様式2） 4 申請する店舗の情報【開店1年以上の店舗用】（様式3-1） 5 申請する店舗の情報【開店1年未満の店舗用】（様式3-2） 6 本人を確認できる書類の写し ※個人事業主のみ必要 7 振込先口座の通帳の写し 8 飲食店・喫茶店営業許可証の写し 9 店舗名（屋号）がわかる外観の写真 ※店舗の出入口を含めて屋号が認識できるもの 10 店内（飲食スペース）の写真 11 休業・営業時間短縮の状況がわかる写真等 ※変更前後の営業時間を確認できるポスター、チラシ、ホームページなど 12 「認証ステッカー」を掲示している写真 ※該当店舗のみ必要	13 前年度または前々年度の確定申告書の控えの写し（同年8～9月を含むもの） ※申請要領P5参照 14 店舗の前年または前々年の8月～9月の飲食業売上高がわかる書類（売上帳等の帳簿の写しなど）
	提出書類（裏面備考欄Dのみ）
	15 店舗の本年の8月～9月の飲食業売上高がわかる書類（売上帳等の帳簿の写しなど） ※10月以降にご提出ください。

◎表1

支給額の詳細				
事業規模	算定方式	前年または前々年の8月～9月における1日あたりの飲食業売上高（消費税を除く）	1日あたりの支給額	備考
中小企業 （個人事業主含む）	売上高方式	8万3,333円以下	2万5,000円	A
		8万3,333円超 25万円未満	前年または前々年の8月～9月における1日あたりの飲食業売上高の3割	B
		25万円以上	7万5,000円	C
大企業 （中小企業等も選択可）	売上高減少額方式		前年または前々年との比較による本年8月～9月の1日あたりの飲食業売上減少額の4割 ※上限：「20万円」または「前年度または前々年度の8月～9月における1日あたりの飲食業売上高の3割」のいずれか低い額	D

※留意事項

1 事業規模は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）の主たる事業の区分に応じ以下のいずれかに該当する場合は中小企業となります。

(1) 飲食業

- 資本金の額または出資の総額が5,000万円以下の会社
- 常時使用する従業員数が50人以下の会社及び個人

(2) サービス業（カラオケなど）

- 資本金の額または出資の総額が5,000万円以下の会社
- 常時使用する従業員数が100人以下の会社及び個人

2 1日あたりの飲食業売上高について（詳しくは申請書の様式3-1、または様式3-2を参照）

$$1日あたりの飲食業売上高 = \frac{\text{前年または前々年の8月～9月の飲食業売上高}}{61日}$$

（※1円未満切り上げ）

【基準日】令和2年8月1日

- 開店日が令和2年8月1日以前：開店1年以上（様式3-1）
- 開店日が令和2年8月2日以降：開店1年未満（様式3-2）

3 1日あたりの飲食業売上高減少額について（詳しくは申請書の様式3-1を参照）

$$1日あたりの飲食業売上高減少額 = \frac{\text{（前年または前々年の8月～9月の飲食業売上高）} - \text{（本年の8月～9月の飲食業売上高）}}{61日}$$

（※1円未満切り上げ）

【問合せ・申請書送付先】

〒856-8686 大村市玖島1丁目25番地
大村市 商工振興課 商エグループ 電話：0957-53-4111（内線245,275）

